

06 外務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請回答

管理コード	0620010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	平和巡礼特区	都道府県	広島県
		提案事項管理番号	1023010
提案主体名	ワールド・ピース・ヒロシマ		

制度の所管・関係府省庁	法務省 外務省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第13号
制度の現状	61の国・地域の外国人が、在留資格「短期滞在」に該当する活動を行う場合、査証を免除している。

求める措置の具体的内容	<p>外国人が平和について学ぶ、あるいは認識を深めることを目的とするような観光目的で我が国へ入国する場合には、90日以内の「短期滞在」という在留資格が認められ、査証が必要な場合には、在留資格が認められたことに伴い、通常5業務日程度で発給されること、『広島 平和巡礼』という特別な在留資格(在留期間は平和巡礼修了まで)を規定し、その際、査証は免除とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由： 広島を名実共に世界の平和の聖地とするための『平和巡礼都市 HIROSHIMA ブランドの確立』を図る目的で、地球人類の来広を促進させるために独自の法整備を必要とする。目指す姿は、ヒロシマ発の国、民族、宗教を超えた真の平和体験空間。 「広島再生」には内需中心の経済活性化策が必須であり、雇用創出の観点からも、魅力溢れる広島観光まちづくりの機運を高め、一大土木観光事業『未来の世界遺産“バウムクーヘンの街 HIROSHIMA”』推進の契機としたい。</p> <p>予防措置： 懸念される、我が国の安全・安心を脅かす外国人、テロリストや犯罪者などの入国者に対しては厳格な対応を行う必要がある。 その対策として『広島 平和巡礼』では ① 「平和巡礼区域」を指定する ② 予め、その旅程を事前申告する ③ GPS等の最新技術の導入により平和巡礼者の現在位置を常時把握する など、事実上厳重なる安全管理下での「平和体験学習」を基本とする。 そして、仮にテロリストが入国した場合であっても、テロを放棄するぐらいの内容の「平和体験学習」でなければならないと考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	IV
外国人の入国後その滞在地域を限定することは困難と考えられるため、特定の地域を訪問する者を対象として査証を免除することは困難である。				

06 外務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請回答

管理コード	0620020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	医療ビザの創設	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1030010
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	法務省 外務省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第13号
制度の現状	外国人が、医療機関受診のため90日を超えない期間滞在しようとする場合には、「短期滞在」査証を発給している。

求める措置の具体的内容	外国人患者が、日本国内の高度先端的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行の出入国管理及び難民認定法では、外国人患者が日本の医療機関で受診する場合、短期滞在ビザを申請し、90日間の在留が可能だが、病状によっては、その期間内に十分な治療が行えないケースもある。</p> <p>高度医療を必要とする外国人のニーズに応えるため、外国人患者が日本国内の高度先端的な医療機関等を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする必要がある。</p> <p>(対象となる医療機関)</p> <p>一定の条件を満たすとして国の認定を受けた医療機関</p> <p>(認定の条件例)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 内視鏡手術や粒子線治療などの先端医療を実施していること ② 医療通訳などの外国人受け入れ体制が整っていること

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	IV
医療機関受診のために「短期滞在」査証を申請する場合、申請に必要な書類を明確化することにより、外国人の査証取得の便宜を図ることとする。				

06 外務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請回答

管理コード	0620030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	沖縄県において、中国からの団体旅行客に対する観光促進事業	都道府県	沖縄県	
		提案事項管理番号	1056010	
提案主体名	NPO 法人第三世界ショップ基金			

制度の所管・関係府省庁	外務省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第6条 外務省設置法第4条第13号
制度の現状	61の国・地域の外国人が、在留資格「短期滞在」に該当する活動を行う場合、査証を免除している。

求める措置の具体的内容	中国人の団体観光客が、沖縄県へ観光目的のため直行便で入帰国する際に限り、無査証(ビザなし)入国を認める
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>隣国・韓国・チェジュ島では、特別自治制度の中の無査証入国を認めた(一定の条件があるが)ことで、観光地チェジュの名前が世界に広がり、大変魅力的な地域と変わった。</p> <p>日本でも中国からの観光客受入基準緩和が行われ、官公庁や大企業の幹部で年収6万円(約80万円)以上か、クレジットカードのゴールドカードを持っていれば査証を発給(1人が条件を満たせばその家族も発給を受けられる)する新制度によって、観光産業が発展する期待が高まっているが、沖縄県においてはチェジュ島とおなじ「島」の特色を活かしてさらに無査証入国を認める規制緩和を行うことで、観光客の誘致を広げ、基地の町からの脱皮、観光産業による地域再生につながる効果を作る。</p> <p>一方、特例の適用にあたっての治安の問題、失踪などが懸念される中、①団体観光の斡旋業者登録 ②旅程の明確な管理等の弊害発生防止の措置をつくり、対応するものとする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	IV
外国人の入国後その滞在地域を限定することは困難と考えられるため、特定の地域を訪問する者を対象として査証を免除することは困難である。				